

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5,366	6,144	△778	△12.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,180	640	540	84.4
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	1,180	640	540	84.4
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	6,546	6,784	△238	△3.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	35,728	31,331	4,397	14.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,980	2,800	1,180	42.1
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	3,980	2,800	1,180	42.1
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	39,708	34,131	5,577	16.3

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		14,200	15,000	△800
(内訳)	直接借款	13,300	14,400	△1,100
	海外投融资	900	600	300

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,200	15,000	△800
(財源)	財政投融资	6,546	6,784	△238
	財政融資	5,366	6,144	△778
	産業投資	—	—	—
	政府保証	1,180	640	540
	自己資金等	7,654	8,216	△562
	一般会計出資金	512	470	42
	政府保証（5年未満）	—	500	△500
	財投機関債	800	1,400	△600
	貸付回収金	7,107	6,746	361
	財政融資資金借入金償還	△969	△1,046	77
	その他	204	147	57

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和3年6月经協インフラ戦略会議決定）等においても示される通り、質の高いインフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）における「②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると判断される。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構（有償資金協力部門）による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（Official Development Assistance：ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

次に海外投融資については、平成22年度政府方針において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」において「ODAスキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資）を網羅的に活用した本邦技術導入等に向けた相手国の真の課題解決へのトータル・ソリューションを提供することとされている。このように、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制

度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として当機構による出資比率を50%以下（現地企業等への直接出資については25%以下）、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

#### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）においては、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として、円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」とされつつも、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされている。

こうした指摘を踏まえ、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「成長戦略フォローアップ」、「インフラシステム海外展開戦略2025」等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。また、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備し、更なる業務の効率化及び効果増大を推進している。

なお、ODAに関しては、「開発協力大綱」（平成27年2月閣議決定）に加えて、「開発協力の重点」により、基本的考え方、重点課題、地域別援助のあり方等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進している。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度（補正予算措置後）における当機構の財政投融資は、8,202億円（うち財政融資資金7,542億円）を予定していたが、出融資実績が、一部の貸付承諾済案件の事業進捗の遅延等により計画を下回り、1兆4,388億円（令和2年度補正予算措置後計画額1兆6,500億円、当初計画額1兆4,000億円）に留まったこと等により、結果として財政投融資全体で992億円の運用残が生じた。これは不確実な外部要因によるものであり、やむを得ないものと評価している。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	30年度	元年度	2年度
運用残額	2,318億円	3,173億円	992億円
運用残率	37.5%	57.8%	12.1%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

# 政府保証について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

## 1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債  
[該当しない]

(2) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計出資金及び財政投融資を主たる原資としている。

このうち、財政投融資については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成26年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和4年度においても継続発行を要望する。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）の「政府保証に係る4類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当する。同文書の該当箇所にて、政府保証付与の条件として掲示されている3つの審査基準は以下①～③のとおり。

- ①外貨調達の必要性が認められること
- ②償還が十分に確実であると見込まれること
- ③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融資、ドル建て借款の執行に係る外貨資金の需要に対応するためのものであり審査基準①を充足している。また、各回の発行時には、審査基準②③の双方を充たすことも確認している。

(3) 政府保証外貨借入金  
[該当しない]

## 2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債  
[該当しない]

(2) 政府保証外債

令和2年度以降、海外投融資及びドル建て借款の出融資実績が堅調に伸びており、令和4年度も同資金需要が高水準で推移する見込みであることから、9.5億米ドルを政府保証外債の発行額として要求する。

(3) 政府保証外貨借入金  
[該当しない]

## 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

(1) 発行予定額：800億円

(2) 発行形態：原則として、公募型の普通社債(SB)と同様の債券を予定。

(参考) 令和3年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：1,400億円(令和3年6月に一部(200億円)発行済)

発行形態：原則として、公募型の普通社債(SB)と同様の債券を予定。

### 2. 要求の考え方

円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融资を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、一般会計出資金及び財政投融资に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和3年度は1,400億円の機関債発行を予定。令和4年度の発行額は令和3年度要求額と同額の800億円を計画するもの。



## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）においては、「自由で開かれたインド太平洋」を実現し、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、世界の平和と繁栄をリードする。」「感染症の世界的な感染状況を踏まえつつ、人間の安全保障の推進を始めとするODAによる開発協力の効果的・効率的な拡充に取り組む。」「本年4月の気候サミットで各国が示した排出削減目標の引上げや気候変動対策の強化等の国際的な動向を踏まえ、（中略）我が国が誇る技術を最大限活用した世界の脱炭素移行への支援等を通じ、COP26及びその先に向け、脱炭素化のリーダーシップをとる。」「質の高いインフラ投資を推進し、ポストコロナを見据えた「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める。」「SDGsについては、我が国として（中略）環境・気候変動・エネルギー、水循環等の分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。」「投資関連協定やODAを活用し、企業の海外展開を促進する。」とされている。また、「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月閣議決定）では、「開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等も活用し、質の高い案件の組成に取り組むほか、人材育成の取組を強化する。」こと等が掲げられており、この実現のため、JICAの体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が求められている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和4年度の財政投融资要求（合計6,546億円（うち財政融資資金5,366億円、政府保証外債1,180億円））を行う。

### (1) 新興国・途上国における「質の高い成長」支援

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用した「質の高いインフラ」整備を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。

### (2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応

防災、保健、気候変動対策及びデジタル分野等への取組みを通じた持続可能な開発を支援。ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組みを強化。

(参考)

#### ●「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）

#### 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

#### 3. ポストコロナの経済社会のビジョン

#### ○ポストコロナの国際秩序やグローバルなルールづくりに指導力を発揮する国

グリーン化やデジタル化を軸とした世界経済の構造変化に戦略的に対応するとともに、国際社会の中で法の支配を確立する。気候変動等の地球規模の課題への

対応やポストコロナの国際秩序の形成、デジタル分野等におけるグローバルなルールづくりに指導力を発揮する。自由で公正な経済秩序を広げ、ルールに基づく多角的自由貿易体制の更なる強化に取り組み、強靱なサプライチェーンを構築するとともに、世界経済の発展を積極的に成長に取り込む。「自由で開かれたインド太平洋」を実現し、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、世界の平和と繁栄をリードする。

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

#### (7) 戦略的な経済連携の強化

##### (グリーン・デジタルを始めとする戦略的国際連携)

本年4月の気候サミットで各国が示した排出削減目標の引上げや気候変動対策の強化等の国際的な動向を踏まえ、国内の2050年カーボンニュートラルに向けた取組とともに、我が国が誇る技術を最大限活用した世界の脱炭素移行への支援等を通じ、COP26及びその先に向け、脱炭素化のリーダーシップをとる。(中略)

質の高いインフラ投資を推進し、ポストコロナを見据えた「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づく施策を着実に進める。

SDGsについては、我が国として官民が連携して社会全体の行動変容に取り組み、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。(中略) 環境・気候変動・エネルギー、水循環等の分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。

#### (TPP等経済連携の拡充・強化)

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を実施する。投資関連協定やODAを活用し、企業の海外展開を促進する。

#### (9) 外交・安全保障の強化

感染症の世界的な感染状況を踏まえつつ、人間の安全保障の推進を始めとするODAによる開発協力の効果的・効率的な拡充に取り組む。戦略的対外発信の更なる強化を行う。また、親日派・知日派の拡充に取り組む。

### ●「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月閣議決定)

#### 1.4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

##### (3) 日本企業の国際展開支援

##### i) インフラシステム海外展開

開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等も活用し、質の高い案件の組成に取り組むほか、人材育成の取組を強化する。

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）

### 1. 政策的必要性

有償資金協力業務は、開発途上地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、開発途上地域にとって重い負担とならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件を付すことが法律（JICA 法第13条）で要請されている。従って、有償資金協力勘定の財務の健全性を維持しつつ、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与するためには、財源として財政投融資及び一般会計出資金が必要である。財投機関債については、資金調達手段の多様化やディスクロージャー促進による事業運営の効率化のメリットはあるが、高コストとなることから、これらに次ぐ資金調達手段として位置付ける。

有償資金協力業務の実施にあたっては、自助努力の支援、人間の安全保障の推進等を基本方針とする「開発協力大綱」（平成27年2月閣議決定）をはじめ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）や、インフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図ることを謳う「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略2025」（経協インフラ戦略会議決定）、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月政府発表）及び同フォローアップ策（平成27年11月政府発表）、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月政府発表）の趣旨に則る。

かかる目的を有する有償資金協力業務の施策の具体的メニュー・スキームは以下のとおり。

#### [円借款]

例えば以下の目的のために必要な資金を、超長期かつ低利の譲許性の高い条件で融資するもの。

- 「質の高い成長」と格差是正
- 普遍的価値の共有と平和構築の推進
- 地球規模問題への取組みの強化

後発開発途上国（LDC）のうち貧困国については金利条件を無利子近似（0.01%）とするなど、所得段階に応じて異なる供与条件（償還期間・金利等）を適用している。また、環境・気候変動、保健・医療、防災、人材育成の重点分野については「優先条件」、「質の高いインフラ」を実現する日本企業の受注が相当程度期待できる技術（製品、工法等）が採用される案件については「ハイスpekク借款」として一般的な条件よりさらに譲許的な供与条件を適用している。

また、我が国の優れた技術やノウハウを活用する「顔の見える援助」を促進すべく、同様に譲許性の高い「STEP（本邦技術活用条件）」を設けている。

#### [海外投融資]

主として民間セクターが開発途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資し、民間企業等の活動の支援を通じた経済・社会の開発への支援を行うもの。

事業規模については、「今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」とした「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や、「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」等に示された円借款・海外投融資の一層の戦略的活用、新興国・途上国の投資環境整備等に資する取り組みへの支援、「開発協力大綱」に掲げられた人間の安全保障の推進に加えて、我が国の国際公約（持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等）等政府方針を踏まえつつ、実施中の事業及び新規の承諾見込み等について、個別に精査を行った結果、出融資規模を14,200億円と見込むものである。

令和2年度事業規模は、計画16,500億円に対して、2,112億円の未達となったが、この主因は、一部貸付承諾済案件の事業進捗が遅延したこと等により、出融資が計画を下回ったものである。しかしながら、開発途上国等における貧困削減と経済・社会開発、地球規模問題への取り組み等に向けた超長期かつ低利の資金に対する開発途上国等のニーズは依然として高く、出融資実績については、平成29年度11,385億円、30年度10,894億円、令和元年度11,076億円そして令和2年度14,388億円と高水準を維持している。

令和4年度事業計画については、原則として実施中の案件若しくは新規承諾予定案件のうち当該年度中に実行の高い確度で見込まれるもの（但し、一部実行に不確実性はあるが、「成長戦略フォローアップ」及び我が国の国際公約等に基づいた重要性の高い案件を含む）を織り込んでいる。

## 2. 民業補完性

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「成長戦略フォローアップ」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」等においても示される通り、インフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月、財務省）における「②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると判断される。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構（有償資金協力部門）による補完が行われているもの。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

有償資金協力業務のうち円借款については、ODAとして、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

一方、海外投融資については、平成22年度政府方針において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の

高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」において「ODAスキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資）を網羅的に活用した本邦技術導入等に向けた相手国の真の課題解決へのトータル・ソリューションを提供する」とされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として当機構による出資比率を50%以下（現地企業等への直接出資については25%以下）、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

### 3. 有効性

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で資金融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独法通則法に則り、年度毎の評価及び5年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

### 4. その他

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投融資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるものにのみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF等国际機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成15年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、事業達成及び債務返済等の見

込みがある事業にのみ出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

## 2 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 決算についての総合的な評価

令和2年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により330億円となった。令和2年度予定財表と比較し、233億円の増だが、主な要因は、有償資金協力業務関係費279億円減（債券利息が101億円減、借入金利息が92億円減、業務委託費が279億円減、物件費が61億円減となった一方で、貸倒引当金繰入は245億円増）と有償資金協力業務収入51億円減（受取配当金72億円減）である。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

・資産合計は昨年度比7,784億円増加し、13兆6,038億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急円借款の貸付実行額の増加等により、昨年度比7,269億円の増加となった。

・負債合計は昨年度比6,627億円増加し、3兆5,729億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度比5,536億円の増加となった。

・純資産合計は政府からの出資金514億円及び当期総利益330億円等により、昨年度比1,156億円増の10兆309億円となった。

#### (2) 費用・収益の状況

令和2年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により330億円となった。